

## 資料 6-2

### 熊本県警察秘密文書取扱訓令（平成 26 年熊本県警察本部訓令第 15 号）新旧対照表

（下線部分は、改正箇所を示す。）

新	旧
<p>（定義）</p> <p><b>第 2 条</b> この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 秘密文書 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）<u>及び重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号）第 3 条第 1 項に規定する重要経済安保情報をいう。）</u>をいう。以下同じ。）<u>以外</u>の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報<u>又は重要経済安保情報である情報</u>を記録する行政文書を除く。）をいう。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>（定義）</p> <p><b>第 2 条</b> この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 秘密文書 特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）<u>以外</u>の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報<u>又は重要経済安保情報である情報</u>を記録する行政文書を除く。）をいう。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>